# 第 97 回滋賀県入札監視委員会 会議録 (要旨)

日 時	令和6年7月29日(月)9:30~11:30
場所	滋賀県庁 本館 4 階 4 - A 会議室
出席委員	小林委員長、北根副委員長、北谷委員、須藤委員、福谷委員、福山委員

# 結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題(1)滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

(令和5年12月~令和6年3月)

事務局	下記資料を事務局より説明
	(資料1)入札方式別発注工事総括表
	(資料2) 入札方式別発注工事一覧表
	(資料3) 入札参加停止等の運用状況一覧表
	(資料4)審議対象工事等一覧
	(資料5) 滋賀県発注工事等落札率の推移
	(資料6) 落札決定誤りの状況一覧表
小林委員長	県外の事業者についても入札参加停止を行うのか。
事務局	県外の事業者についても、他自治体や新聞記事等の情報をもとに入札参加停止を
	行っている。

議題(2)抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号1【令和05年度第1-号 姉川沿岸地区頭首工改修工事】

耕地課(湖北農業農村振興事務所) 一般競争入札(制限付)

発注機関	(概要説明)
北根委員	「特に難」を施工できるかどうかはどのように判断するのか。
発注機関	難易度は8ポイントと高いが、加点項目は施工場所の特殊性に起因するものが多
	く、工事内容は一般的。
小林委員長	「特に難」とは入札方式を選ぶ際の判定基準であり、実際にその工事を施工でき
	るかどうかの判断基準ではないと理解している。施工できるかどうかの判断基準
	はあるのか。

発注機関総合評価方式により施工実績を求める場合がある。

小林委員長 評価項目のうち、現場見学会の開催について、規模は問うのか。

事務局 規模は問わない。

小林委員長 | 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

### ②番号 230【令和 05 年度第 B851-1 号 北船木勝野線補助道路修繕工事】

高島土木事務所 一般競争入札 (事後審査型)

発注機関	(概要説明)
福山委員	令和2年度に点検し、令和5年度に修繕工事を行っているが、令和4年度は何を
	行っていたのか。
発注機関	令和2年度の点検結果を踏まえ、工事規模の検討や予算措置を行った。
福山委員	それほど緊急度は高くなかったということか。
発注機関	緊急補修ではなく、長寿命化を目的とした修繕工事である。
福山委員	ペイントは何を使っているのか。
発注機関	塗装部分については地方幹線道路レベルの塗装基準を満たす合成塗料を使用し
	全体を塗り替えている。コンクリート部分のひび割れについては部分的な断面補
	修を行っている。
北谷委員	対応許可業種は塗装工事が妥当なのか。
発注機関	工事の主たる内容が塗装工事であるため妥当と判断している。
北谷委員	価格競争と総合評価方式を選択できる中で価格競争を選択しているのはなぜか。
発注機関	内規により価格競争を選択した。
北谷委員	塗装以外の工事が3割程度あるとのことだが、塗装工事しか行っていない業者で
	も施工可能か。
発注機関	塗装工事業を持つ業者はほとんど土木一式工事も持っているため問題ないもの
	と判断している。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

#### ③番号 260【令和 05 年度第 B831-2 号 西浅井マキノ線補助道路修繕工事】

高島土木事務所 一般競争入札(簡易型)

発注機関	(概要説明)
小林委員長	総合評価方式を採用した理由は何か。どのように決定したのか。
発注機関	総合評価審査委員会で審査を行い決定した。
小林委員長	価格競争とした場合と何が違うのか。入札状況には変化がないように感じる。

事務局総合評価では様々なタイプの試行を行っており、今回は施工実績を求めないこ

とにより、どんな業者でも参加できる工事として位置づけている。

普段価格競争規模の工事しか受注しない業者にも、総合評価方式に馴染んでほ

しいという思いもある。

小林委員長 辞退はどのタイミングで行っているのか。

発注機関 他の案件との兼合いなど入札参加者の都合により辞退されたもの。

小林委員長 総合評価方式であることを理由とする辞退ではないのか。

事務局 総合評価方式であることは当初から公告しているため、他の要因により辞退さ

れているものと推察する。

福山委員 契約保証金の必要の有無はどのように決まっているのか

事務局 建設工事は契約保証が必要だが、委託業務は免除としている。

北根副委員長 評価項目はどのように選定しているのか。 発注機関 工事内容に沿った加点内容としている。

小林委員長 同一の総合評価方式でも評価項目は異なるのか。

事務局 総合評価ガイドラインに一定の基準を示しており、その基準のもとで案件ごと

に評価項目を選定している。

須藤委員 同額で応札している入札参加者がいるのは積算が容易であるということか。

数量総括表等を示していることや、企業努力等によるものと考える。

発注機関単価や積算基準等は公表しているため、予定価格を再現し、そこから低入札価

事務局 格調査基準価格を再現されているものと推察する。

一般市民目線で見たときにより良い入札となるようにしていくべき。

小林委員長 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

#### ④番号 428【令和 05 年度第 1-2 号 天川ダム下流洪水浸水想定図作成業務委託】

高島土木事務所 一般競争入札(簡易型)

発注機関	(概要説明)
北谷委員	評価値が最も高い入札参加者について STEP 1 調査を行い、基準を満たさないた
	め失格としたのか。
発注機関	STEP 1 調査により数値的判断基準を満たさないため失格とした。
北谷委員	評価値が2番手の入札参加者についても STEP 1 調査を行ったのか。
事務局	2番手については低入札価格調査基準価格以上であったため、STEP 1 調査は行っ
	ていない。
福山委員	その他原価とはそのような費用なのか。コンサルタント業務ではその他原価はあ
	まり発生しないのではないか。
事務局	直接経費に一定率をかけて計算している。

須藤委員 STEP 1 調査の判断基準額が公表されているのに入札参加者が失格となるのはな

ぜか。

事務局 応札者の積算意図は分かりかねる。

北谷委員 競争参加資格要件を満たす業者は何社程度いるのか。対象を絞りすぎていない

か。

発注機関 20~30者おり、競争性は確保できている。

小林委員長 | 手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

#### ⑤番号 51【令和 05 年度第 C304-2 号 木津信楽線補助道路整備工事】

甲賀土木事務所 一般競争入札 (簡易型)

発注機関	(概要説明)
須藤委員	低入札価格調査 STEP1 で辞退される場合、どの付加要件を満たせないために辞
	退されることが多いのか。
事務局	一般的には技術者を2名配置することが困難として辞退されることが多い。
須藤委員	技術者を2名配置することを付加要件としている意図は何か。
事務局	ダンピング対策のための要件である。
北根委員	技術者を1名追加する場合でも、入札金額のまま請け負う必要があるのか。
事務局	お見込みのとおり。
福谷委員	低入札価格で契約した事例はあるのか。
事務局	過去には事例はあるが、近年の事例はない。
須藤委員	価格を削りやすいのは人件費だと思う。その対策としての履行確認という認識で
	よいか。
事務局	適正な賃金の支払いや下請けへの皺寄せの防止等のため、確約書の提出を求めて
	いる。
福山委員	契約保証金として請負金額の10分の3以上を収めるのは事業者にとって負担が
	大きいのではないか。
事務局	比率は大きいが、格付区分ごとに請負標準額を定めており、会社規模等に見合っ
	た工事を発注している。
小林委員長	手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

# ⑥番号 633【令和 05 年度第 S-53 号 (仮称)第二大津合同庁舎新築設計委託】

建築課 随意契約

発注機関	(概要説明)	
須藤委員	入札参加者が1者しかなかったから結果的に随意契約となったのか、最初から随	
	意契約なのか。	

事務局 最初から随意契約によるものである。仮に複数の入札参加者がいた場合でも技術

提案内容を審査したうえでそのうちの一者と随意契約を行う。

須藤委員 競争入札に適さないと判断した理由がわからない。

小林委員長 プロポーザル方式とした理由は何か。

事務局 競争入札は価格によって評価する部分が大きいが、プロポーザル方式は内容に重

きをおいて審査する。

須藤委員 1者しか応募がなかったのが気になる。

発注機関 配布資料を受け取りに来られたのは4者あったが、万博等の影響があり、最終的

に応札されたのは1者のみとなった。

福山委員 プロポーザル方式はデザインコンペのようなもので、建築工事ではなじみのある

方式と思われる。

組合として入札参加できるものなのか。

発注機関 建設工事等入札参加有資格者名簿にも載っており問題ない。

の影響ということであれば、仕方がないものと思う。

小林委員長 │一般市民の目線から見て、おかしいと思われない仕組みづくりについて課題意識

をもって取り組んでほしい。

手続は適切と判断してよいか。 → 各委員了承

以上